

関東地方における伊勢参宮旅行の拡大  
—埼玉県・群馬県を事例として—

橋 本 萌\*

The Increase of *Ise Sangūryokō* in the Kanto Region:  
Focusing on Cases in Saitama and Gunma Prefectures

HASHIMOTO Megumi

Abstract

Focusing on cases in Saitama and Gunma Prefectures, this study aims to delineate the situation inherent to prefectures that are located far from the Ise Jingu and to examine what measures were taken to increase rates of *Sangūryokō* (elementary school excursions to Ise Jingu). Educational associations in the Kanto region were eager to receive free railway fares for *Sangūryokō*. In Saitama Prefecture, with the publication of Notice 198, *How to Handle a Trip by a Group of Elementary School Children to Visit Ise Jingu*, published by the Ministry of Railways, instructions were given to promote *Sangūryokō*. The children who participated were in grades six and above, and this included pupils in advanced elementary school courses. In Gunma Prefecture, the Educational Society of Gunma Prefecture Union discussed the deregulation of travel to conduct *Sangūryokō*. Participants were mostly elementary school second graders in an advanced course. Pupils in advanced elementary school courses were allowed to participate because of their teachers' consideration of their physical strength and their eagerness to provide ordinary young people, apart from junior high school students, with an opportunity for *Sangūryokō*.

Keywords: *Ise Sangūryokō*, elementary school excursion, the Kanto region, Saitama Prefecture, Gunma Prefecture

はじめに

1930年代に拡大する小学校児童の伊勢神宮参拝を第一目的とした伊勢参宮旅行（以下、参宮旅行<sup>1</sup>）は、全国各地の小学校が実施したこの時期特有の修学旅行の形態であった。もちろんその実施には伊勢神宮近隣府県と遠方の府県において状況が異なっており、近隣ほどその拡大は著しい。そうした中で東京府（東京市）は1930年代を通して参宮旅行を拡大させており、近隣府県に肩を並べるほどの参拝児童数を誇っていた。このような著しい拡大には、尋常小学校6年生を対象に「国民教育の完成」を期して全ての児童に参拝させたいという意図のもと、鉄道運賃の割引を求める運動が行われていた<sup>2</sup>。ただ、同じ関東地方でも東京府以外の県では、1930年代半ばまで参宮旅行の実施がほとんどみられない状況であった。

そうした状況を変えたのが、小学生の参宮旅行の運賃割引を定めた1937年6月12日鉄道省告示第198号「小学校児童団体伊勢神宮参拝ノ為旅行スル場合ノ取扱方」<sup>3</sup>（以下、「神宮参拝取扱方」）の制定であったと考えられる。

---

キーワード：伊勢参宮旅行、小学生の修学旅行、関東地方、埼玉県、群馬県

\*平成23年度生 人間発達科学専攻

「神宮参拝取扱方」以前において、関東各県の教育会が関東連合教育会などの場面で参宮旅行の鉄道運賃に関係する議案を提出していた<sup>4</sup>。告示がなされて以後、それまで実施のなかった関東各県でも参宮旅行を拡大させている状況が確認できる。本稿における参宮旅行の拡大とは、その地域の参拝学校数が増えること、それに伴う参拝児童数の増加を示すこととする。参拝児童数の増加に関して各学校における参加率の上昇も拡大といえるが、参加率は各学校で異なるため、実態としてとらえることは難しい。よって、各学校の参加率は拡大の指標として用いるに留める。

これまでの研究で参宮旅行の普及には国家主義的なイデオロギー教育<sup>5</sup>やツーリズムの隆盛<sup>6</sup>といったことが影響を与えていることが指摘されてきた。しかし参宮旅行の普及には地域によって大きな差があるという実態を十分に解明されていなかった。普及に関する地域差は、交通事情が左右していた。1930年代には路線網が整備され、列車の速度に関しても進歩を遂げていたといえども伊勢神宮より離れた地域における普及は難しい。特に費用面での問題が残る。小学校児童の修学旅行には団体旅客に対する運賃割引が「特別団体」として適用された<sup>7</sup>。また1935年には高等小学校児童の団体に対する特別な運賃割引が設けられた<sup>8</sup>。「神宮参拝取扱方」はこうした団体割引に加え参宮旅行の費用面での負担を軽減する機能を持っており、拡大に影響を与えたと考えられる。関東地方以北においては、参宮旅行は実施自体が少数であり小学生の修学旅行として普及していたとはいえないため、関東地方は小学生の修学旅行として現実的に実施可能な北限であり、この地域の実態を解明することが「神宮参拝取扱方」の影響を考えるうえで適切であると考えた。

そこで、1937年以前には参宮旅行の実施がほとんど無く、以後に参宮旅行を拡大させている埼玉県・群馬県を事例として、その拡大の要因と実態について解明する。埼玉県における明治期の小学校の修学旅行について浜野兼一が研究を行っている<sup>9</sup>が、それ以降の実態は明らかにされていない。群馬県に関しては『群馬県教育史』で「神宮参拝取扱方」が出されたことによって「卒業間近の高等科二年生を伊勢神宮に引率参拝する学校が多くなった」<sup>10</sup>と記されていたが、それまでの経緯や実態を描ききれていない。参拝児童数、参拝学校数がピークとなる1939年には埼玉県で58.47%の小学校が実施しており、群馬県に至っては同年96.03%もの学校が参宮旅行を実施していた<sup>11</sup>。群馬県では「高等科二年生」が対象であったというが、同年の内宮参拝児童数21,190人に対し同年の高等科2年児童総数は19,002名<sup>12</sup>であり、数値が合わないことになってしまう。つまり、高等科2年が単独で参加したのではなく、他学年と合同で実施していた場合もあったと考えられる。よって、【表1】の参拝児童数を割合で考えることは出来ない。

以下、1節では、1937年以前の関東各県の教育会における参宮旅行に対する態度を確認する。具体的には、関東連合教育会等でなされた鉄道運賃割引についての議論を見ていく。2節では、「神宮参拝取扱方」告示以後の埼玉県の状況について、3節では群馬県の状況について実態を追う。これらの作業によって「神宮参拝取扱方」による影響を明らかにするとともに、伊勢神宮より遠方にある各県がどのように参宮旅行を拡大させ実施していたのか、その地域特有の状況を描き出すことが本稿の課題となる。同時に、これによって関東地方において先駆的に参宮旅行を拡大してきた東京府（東京市）との違いを見だし、双方の参宮旅行の特性が浮かび上がると考えた。

【表1】 群馬県と埼玉県における内宮参拝児童数と参拝小学校数

	1924年	1927年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1941年
群馬県(人)	—	22	—	—	—	—	—	—	1,454	9,185	21,190	14,775
(校)	—	1	—	—	—	—	—	—	21	128	266	179
埼玉県(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	1,466	6,616	27,412	4,437
(校)	—	—	—	—	—	—	—	—	9	55	245	72

\*1924年、1927年、1933年、1939年、1941年のデータは神宮司庁『神宮便覧』（神宮司庁 1925、1928、1934、1940、1942）参照。1931年～1936年のデータは、神宮神部署『瑞垣』を参照。1937年のデータは伊勢新聞社『伊勢年鑑』（伊勢新聞社 1938）参照。1940年と42年以降の各県の様子は確認できていない。

## 1. 1937年以前の関東各県の教育会における参宮旅行に対する態度

関東各県に先行して参拝児童数を増やしていた東京府では、東京府連合教育会における運賃割引を要求する議論がなされていた<sup>13</sup>。それと並行して、関東各県の教育会でも参宮旅行の鉄道運賃について話し合われていた。

1935年10月30～31日に開催された全国初等教育者大会において浦和市教育会より建議案が提出された。「全国小学校児童の代表者をして毎年伊勢大廟に参拝せしむる為無賃輸送の方法を講ぜられんことを其の筋へ建議する件」というもので「小学校児童の代表者」を「無賃輸送」することを求めていた<sup>14</sup>。

第31回関東連合教育会（1935/11：埼玉県熊谷市公会堂）においても、3つの県から類似の内容で議案が挙がっていた。【表2】はその議案と議案提出の理由である。

【表2】 第31回関東連合教育会における参宮旅行に関する議案

六、小学校児童ノ代表者ヲシテ年々伊勢大廟ニ参拝セシムル為無賃輸送ノ方法ヲ講ゼラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 理由 建国ノ本義ニ基キ国体觀念ヲ明徴ニスルハ吾ガ国教育ノ最大眼目トス 故ニ小学校児童ヲシテ無賃輸送ノ方法ニ依リ伊勢大廟ニ参拝ヲ為サシムルハ現下ノ国情ニ徴シ極メテ緊要ノコトト信ズ 是レ本案ヲ提出スル所以ナリ （栃木県各加盟教育会提出）
七、尋常小学校第六学年児童及高等小学校児童ノ団体ニテ伊勢神宮参拝ノ場合ハ国有鉄道乗車賃ヲ免除セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 理由 国民教育上義務教育完了期ノ児童ヲシテ伊勢神宮ニ参拝セシムルコトノ緊要ナルハ言フ俟タザル所ナリ 然ルニ遠隔ノ地及家庭ノ事情等ヨリ費用ノ負担ニ堪ヘ難ク之ガ実行ヲ見ザルハ寔ニ遺憾ノ至リナリ 尚高等小学校児童ニ対シテモ尋常科同様ノ取扱ニ浴セシメラレンコトヲ希望ス 茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリ （茨城県教育会 茨城県各郡市教育会提出）
八、尋常小学校卒業学年児童代表者ヲシテ皇大神宮参拝ヲ為サシムル為メ無料輸送ノ途ヲ速ニ講ゼラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件 （山梨県教育会 山梨県各加盟教育会提出）

\*埼玉県教育会『第三十一回関東連合教育会記録』（1936）、6－7頁参照。

栃木県の議案では、伊勢神宮への参拝は「小学校児童ノ代表者」の「無賃輸送」を求めていた。それは「建国ノ本義ニ基キ国体觀念ヲ明徴ニスル」という目的に沿うものであると考えられていたことがわかる。茨城県の議案では、運賃割引の対象を「尋常小学校第六学年児童及高等小学校児童ノ団体」としていた。山梨県の場合は対象を「尋常小学校卒業学年児童」とし、その「代表者」に対する「無料輸送」を求めていた。

翌年、第32回関東連合教育会（1936/10：帝国教育会館）では「一〇 小学校児童代表者ノ伊勢神宮参拝ニハ無賃乗車ノ方途ヲ速ニ実施セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件」という議案が茨城県教育会、茨城県各郡市教育会から提出された。この年、茨城県が「小学校児童代表者」への「無賃」を提示し「多数可決」とされた。信濃教育会から「小学校児童代表者の伊勢神宮参拝には鉄道乗車賃の割引率を高くせられんことを其筋へ建議するの件」という修正案が出されたものの、この修正案は否決された<sup>15</sup>。

類似の議案が数年のうちに何度も取り上げられ、可決されていた。それぞれの県の状況にそって割引対象の学年が違っていたり、「代表者」のみと限定したりしており要求が完全に一致していたわけではなかった。また、多くの県が「無賃輸送」を求め中、信濃教育会は「鉄道乗車賃の割引率を高く」するべきと修正を求めており「無賃輸送」を強調する姿勢を取っていない。ただ、関東各県の教育会において「無賃輸送」が切望され、参宮旅行の実施に積極的な姿勢を示していたことがわかる。こうした状況を踏まえ「神宮参拝取扱方」以後の埼玉県、群馬県の実態を明らかにしていく。

## 2. 埼玉県の事例

## (1) 旅行規制の緩和

浜野兼一は「埼玉県の小学校における修学旅行は、明治20年代の黎明期を経てその後だいに学校の行事として認知されるに至った。しかし、県の教育行政による修学旅行の制限あるいは実施費用などの問題もあり、実施

においては学校間格差があった」ことを明らかにした<sup>16</sup>。1909年4月20日埼玉県訓令第34号「小学校児童ノ宿泊旅行禁止」が公布され、高等小学校児童に対してのみ「特別ノ事情」がある場合は郡長の認可を受け実施が認められたものの、原則「宿泊旅行禁止」であった<sup>17</sup>。

1937年10月22日埼玉県訓令第28号「小学校児童宿泊旅行ニ関スル件改正ノ件」によって1909年の訓令が改正され、宿泊を伴う修学旅行に対する制限が緩和された。

小学校児童ノ修学旅行ニ関シテハ明治三十四年十一月埼玉県訓令第八十九号<sup>18</sup>ノ次第モ有之処自今宿泊旅行ヲ為サシムヘカラス、但シ小学校児童団体ヲシテ伊勢神宮参拝ノ為旅行セシムル場合ハ三泊四日以内、其ノ他特別ノ事情アルトキハ尋常科第六学年以上ノ児童ニ限り一泊二日以内ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ旅行セシムルコトヲ得<sup>19</sup>

この訓令によって、尋常科6年生以上の宿泊を伴う修学旅行を許容することとなった。特に「伊勢神宮参拝」のための旅行が第一に挙げられており、「伊勢神宮参拝」によって、埼玉県の小学校児童の宿泊を伴う修学旅行を積極的に肯定することとなった。

この改正を行うにあたっての改正令では「昭和十二年六月十二日付鉄道省告示百九十八号ヲ以テ小学校児童団体伊勢神宮参拝ノ為メ旅行スル場合ノ取扱方ニツキ公布アリタリ 該告示ノ趣旨ヲ利用スルハ児童教育上適当ナルコト、思料セラル依ツテ訓令トシテ公布ヲ望ム」<sup>20</sup>とあり、鉄道省が1937年6月に「神宮参拝取扱方」を告示したことが直接影響を与えていたことが明記されていた。こうして埼玉県は「伊勢神宮参拝」によって、それまでの旅行規制を緩和したのであった。

## (2) 校長会における参宮旅行の取扱いに関する議論

1939年6月5日、小学校青年学校長会議が開催されており参宮旅行の取扱いに関する議題が話し合われた。「一、児童ノ参宮旅行ニ関スル件」という議題が「注意事項」の項目で協議された。どのような話し合いがなされたのかその詳細についてはわからないものの、北泉尋常高等小学校の「昭和十一年度以降校長会議書類綴」には、同校の校長のものと推測されるメモ書きが残されている。そこには「希望者三分ノ二ニ充タヌ場合不許可」、「出発前ノ医師ノ身体検査厳密ニ実施」という二点が手書きされており、話し合われた内容の一端をうかがうことが出来る<sup>21</sup>。一点目に関しては、参宮旅行対象児童の参加率が低い場合は実施を許可しないとしていたことがわかる。こうした規定が同年の参拝児童数を増加させる方向へと導いた可能性がある。二点目に関しては、小学校児童に遠路の旅をさせることに対して配慮したものと見える。

## (3) 参宮旅行の実際

一つ目は川越尋常高等小学校の事例である。文集『ぎんなん』<sup>22</sup>に掲載された綴方より、同校の修学旅行の行先は、1929年から1936年まで概ね尋常科6年が江の島、高等科2年が日光を目的地としていた。高等科2年は1937年から関西方面へと目的地を変更した。確認できる範囲では、1940年まで参宮旅行が実施されたことがわかる。

次に、三室尋常高等小学校の事例を紹介する。厚沢八郎が校長<sup>23</sup>を務めていた1940年に参宮旅行の実施が確認できる。「尋六以上児童参宮旅行ヲナス」<sup>24</sup>とあり、参宮旅行の参加学年は尋常科6年、高等科1年、高等科2年の3学年にわたっていたことがわかる。参加人数は【表3】の通りであった。全体としては67%ほどの参加率であり、三分の二以上の参加者を確保していた。

日程は1940年3月13～17日。13日午後4時に校庭に集合し、旅路の平安祈願に氷川女体神社を参拝してから、浦和駅に向かった。その際「埼玉県中央区参宮旅行団の小旗」を持っていたことが書かれており、「埼玉県中央区」として組織的に実施していたと考えられる。同校は浦和駅で「六辻（一五四名）、片柳（五五名）と一緒に」なり、三校の合計300名で一団となって参宮旅行を実施した。14日は一日京都市中見学、15日は桃山御陵、乃木神社などを参拝し、他にも「猿沢池、春日神社、若草山（中食）、手向山八幡宮、二月堂（遥拝）、三月堂、大鐘、東大寺大仏殿、興福寺、南円堂」といった箇所を見学した。最後に樞原神宮を参拝した。16日は外宮、内宮を参拝、二見浦見学をして帰路についた。翌17日早朝に東京駅につき、宮城を拝してから浦和へと向かった。次の日には、「参宮参加児童一同氷川女体神社へお礼詣り」に行き旅が締めくくられた<sup>25</sup>。

【表3】 参宮旅行参加者内訳と割合、費用について

	男(人)	女(人)	計(人)	在籍児童数	参加児童割合	旅費(円)
尋常科6年	22	14	36	55	65.45%	8.12
高等科1年	17	12	29	34	85.29%	9.57
高等科2年	9	10	19	36	52.78%	
計	48	36	84	125	67.20%	
職員	4	1	5			11.69
巡査			1			
書記			1			
総計			91			

\*三室小学校『学校沿革史』より「第九節各年度在籍児童数」、「第十四節一般的主要事項」のデータより作成。『浦和市史』第4巻近代史料編Ⅲ、747、793頁参照。割合は、小数第3位四捨五入。なお、巡査と書記が付添っていたことは「厚沢八郎日記」、『浦和市史』第4巻、近現代資料編Ⅳ、574頁に記載されていた。

#### (4) 参宮旅行の課題

参宮旅行が短期間で拡大したことで課題も抱えていた。「伊勢参宮」について「法王法」という人物による論考が『埼玉教育』に掲載された。法王法は冒頭に「尋常科六学年の児童としては、参宮の長途の旅は、可成り無理である」と断言していた。それは「施行細則で定められた三泊四日の旅で、中一日の旅館の宿泊で、前後を列車ホテルとすることは、いたいけな体力を虫ばむ懼れのあることを、ハツキリと言ひたい」という意味においてであった。しかし、3泊4日の規定を守るには車中泊は避けられない。そこで準備をして臨むべきと主張していた。その際4つの点に触れていた。

①団体の構成を五百や千といった大きな団体にするべきではないこと。「現在の小学校の訓練では、千以上を単位にした集団訓練の準備作業は出来て居らない」と指摘していた。「集団訓練」という意味において、大きな団体では不適切であるという。校数としては「一校若しくは二、三校単位にすれば、鉄道省の申込も簡単に行つて、半年も前から申込まなくも、一カ月前位で十分である」という指摘もしている。②衛生上の注意点として「買食ひ」の弊害を挙げていた。対策としては「出来得ることなら、小遣金を預かれ、土産購入地を一定せよ間食を一定に与へよ」と述べていた。③行程に関しても準備の必要性を主張していた。「小学校教師は、欲をかき過ぎる」として見学の拠点を絞るべきであるという。中等学校における関西旅行の日程と連絡し、「見学の度の深さなども考へて行くべき問題だと思ふ」と述べていた。④最後に、団体引率のコツを抑えておくべきだと指摘していた。

この論稿によって尋常科6学年児童を含む参宮旅行には、多くの課題を抱えていたということがうかがわれる。冒頭に挙げられたように体力の問題は大きい<sup>26</sup>。

他にも「北埼玉郡羽生校 角田伊助」によって書かれた「時局下に於いて更に思索を精にしたい」という論稿の中でも「1.伊勢大廟参拝」についての記述があった。

角田は参宮旅行が盛んに行われている状況に対して、更に考慮が必要な例も見られる状況に危惧を抱いていた。「わが国民には伊勢大廟参拝には、まことに床しく美しき一種の伝統的風習が存してゐることを忘れてはならぬ」という立場をとっていた。それは「伊勢参宮講」の事を示しており、勤労より生じた穢りを蓄え、予定の年限に必用額がたまってから行われたという。出発に際しては鎮守の社前で儀式を行い、伊勢神宮への参拝を果たし帰郷すれば、再び鎮守の社前に無事を報告し神楽や記念物を奉納して、その村一同で喜び合うという風習であった。角田は「学校生徒、児童の伊勢参宮にも、この精神を織り込めての実施でなければならぬと思ふのだ」と主張する。

また角田は文部省編『国体の本義』の編纂委員に名を連ねる国文学者の山田孝雄の国体論を引き合いに出し、昔は伊勢神宮の参拝は特別な者しか出来なかったということ、一般国民に参拝が許されたのは室町時代以後で「陰参り」、「裏参拝」として許されたものであるということ強調する。

以上を踏まえて、「特別なる一部の児童は、ともかくとして、一般学校児童の伊勢参拝」には好意的な考えを持っていなかった。「教育的団体の会合等」で一般学校児童の「無料乗車の建議案」が議論されていたこともあったが「いかにも心外千万の感」を催したという<sup>27</sup>。当該期、様々な教育会において「無料乗車」が議論されており、

多くの児童に参宮旅行を実現しようと取り組まれてきた中で、角田の見解は見過すことは出来ない。角田は「一般学校児童」全員を対象として参宮旅行を行うことは「伝統的風習」の精神にそぐわないと考えていたのではなかろうか。

二つの論稿から尋常科6年を含む旅行における体力面の問題を提示する者、「一般学校児童の伊勢参拝」には消極的な見解を示す者など、参宮旅行の実施には課題も抱えていたことがみえてきた。

### 3. 群馬県の場合

#### (1) 旅行規制緩和の流れ

群馬県では市や郡によって明治の終わり頃から修学旅行に対する制限を行っていたようである。前橋市では1906年10月に尋常科の宿泊旅行は禁止、高等科の場合は一泊に限るとした。1909年9月には勢多郡長が同様の趣旨の通達を出した<sup>28</sup>。1914年には、尋常科第5学年以下の児童、尋常科6年と高等科の女子に対して宿泊を伴う修学旅行を禁止した。女子の宿泊を伴う修学旅行が許可されるのは1922年11月の通達によってであった<sup>29</sup>。1926年7月9日訓令甲第百二十二号「町村立学校公務処理二関スル手続」の第三条において「学校所在地ヨリ三里以上ノ県外及宿泊ヲ要スル修学旅行ヲ施行」する場合、学校長が町村長を経由して知事に許可を受けることを規定した<sup>30</sup>。また、1929年6月19日に行われた校長会議における「注意事項」として「修学旅行は卒業学年に限り一泊以内に於て許可すること」という取決めがなされたようである<sup>31</sup>。

1936年には、積極的に参宮旅行を拡大しようという姿勢がみられた。同年6月県内の教育会が集う群馬県連合教育会において、「第十一号 高等小学校第二学年児童をして伊勢大廟参拝を行ふ場合は規定以外に日時を延長せらるゝ様建議するの件（碓氷教育会提出）」という事項が協議されていた。提出者である碓氷郡の廣神碓氷板鼻小学校長の説明では、「伊勢大廟の参拝は国体の明徴国民精神の訓練上重大なる意義を有するもの」として「中等学校の生徒等は修学旅行等の際に於て神宮参拝の機会はありますが、其の他の一般青少年にありましては、参拝の念願はあつても之を実現することは困難な状態に置かれてゐる」という。1935年高等小学校児童の団体に対する特別な鉄道運賃割引制度が出来たことをふまえ、参宮旅行の実現に向け二泊三日以上の旅行を許可してもらえよう建議したいとのことであった。多野郡教育会、高瀬泰作藤岡小学校長の加えるところによれば、それまで高等科児童の旅行は「一泊二日を標準として許可」していたとのことである。これらの意見に対し別所学務課長は「伊勢神宮参拝等の場合に於ては特別な場合として二泊三日の旅行を許可しても差支なからうと考へる」と回答した。これを受けて利根教育会の林胤吉池田小学校長からは「利根吾妻等の山の中でも充分活用し得る様取扱つて頂き度い」と加えられ、柔軟な対応が求められた。本議案は「可決確定」とされた<sup>32</sup>。

以上から、高等小学校児童の団体に対する特別な運賃割引制度を受け、参宮旅行の実現に向けて県の旅行規制を緩和させようと議論されていたことがわかる。高等小学校児童に対する特別な運賃割引は、本来、尋常科と高等科の運賃割引の差を縮めるために制定されたと考えられる<sup>33</sup>。つまり参宮旅行のみを念頭において制定されたものではなかった。そのため他県においては、この割引と参宮旅行を直接的に結びつけて考えていなかったのではなかろうか。一方、群馬県はこの割引を活用することで、中等学校生徒以外の「一般青少年」に対して参拝の道を開くと期待したのではなかろうか。1938年2月3日、学務部長から市町村長・小学校長宛に「伊勢参宮団体輸送二関スル件」という通牒が出されており、おそらく「神宮参拝取扱方」に関係した内容が通知されたと考えられる<sup>34</sup>。

#### (2) 参宮旅行の実際

ここで勢多郡泉尋常高等小学校の事例を見てみる。『群馬県教育史』では、学事会単位で実施していたことを指摘していた<sup>35</sup>。同校の場合も、学事会単位で実施していた。1939年11月27日勢多郡第五部乙種学事会長より学校長宛に「修学旅行実施許可願二関スル件」という文書が届けられ、乗車時刻等を記入の上、県に修学旅行実施許可願を提出するように指示が出された<sup>36</sup>。翌日付で勢多郡泉尋常高等小学校長亀井元吉は群馬県学務部長宛に「修学旅行実施許可願二関スル件」を提出した。その別紙「皇大神宮参拝旅行案」によると1939年12月7日から10日の4日間の日程で予定が組まれていた。第一日目は午前8時49分花輪駅を出発し午後1時16分に上野に到

着。その後動物園見学と浅草観音行きが予定されており、伊勢へ向かう列車には午後10時35分の夜行を利用して。二日目は午前9時に山田駅着、内宮・外宮の参拝と二見附近の見学を行い山田駅前で一泊であった。三日目は鳥羽附近の見学を行い、午後7時12分の夜行で帰京。四日目は、午前の内に宮城参拝、日比谷公園見学、靖国神社の参拝を行って帰路につき、午後4時38分に花輪駅到着という予定であった。

参加学年は高等科1、2年生。目的については「皇太神宮ヲ参拝セシメテ国体観念ヲ明徴ニシ皇軍ノ武運長久ヲ祈願シ併セテ敬神崇祖ノ精神ヲ涵養セントス」と記されていた。同紙面には参加児童数とその割合についても書かれていた。約1週間前の時点では、9割近い児童が参加を予定していた。高い参加率であったことがわかる。不参加児童14名の処置については「毎日来校セシメ学習セシム」とある。また、不参加の理由については「海軍工廠受験(二名)」、「身体虚弱及欠陥アル児童」、「家事上ノ都合」が挙げられていた。経費に関しては、児童一人当たり7円50銭を見込んでおり、「児童旅行貯金」より支払われることになっていた。旅行後には「(一) 会計報告」、「(二) 感想発表」、「(三) 教授訓育上ヘノ利用」がなされる予定となっていた。群馬県の場合こうした参宮旅行は1942年まで続けられた<sup>38</sup>。

【表4】 勢多郡杲尋常高等小学校の参宮旅行参加児童数と割合

学年	在籍数	参加児童	割合
高等科1年	50	41	82%
高等科2年	58	53	91.38%
合計	108	94	87%

\* 杲尋常高等小学校「修学旅行書類 大正九年五月昭和二十二年五月」、(旧花輪小学校記念館所蔵)。少数第3位四捨五入

## おわりに

本稿では埼玉県・群馬県を事例に参宮旅行拡大の要因と実態について検討した。「神宮参拝取扱方」の告示を起点にすえ、その影響を明らかにするとともに両県の参宮旅行の実態からみえる地域的特性を解明しようと試みた。

まず、同時期の関東各県の教育会は参宮旅行に積極的な姿勢であったといえる。1935年頃から「無賃輸送」を求め様々な場面で議案を提出していた。各県の状況にそって多少要求内容が異なるものの参宮旅行のための「無賃輸送」を切望していたことは確かであった。

埼玉県の場合、「神宮参拝取扱方」を受け、小学生の宿泊旅行に対する規制を緩和する訓令が出された。尋常科6年以上の宿泊旅行を可能とするもので、特に参宮旅行に対しては「三泊四日」以内として打ち出していた。参宮旅行の実態としては高等科児童を含め尋常科6年以上が参加対象であり、単一学年のみではなく他学年との合同による実施の例も見られた<sup>39</sup>。尋常科6年を含む旅行が可能になったことで体力面から遠路の旅行への問題を提起する者もいた。確かに埼玉県の北に位置する熊谷駅から上野駅まで一時間半程<sup>40</sup>かかり、その後に東海道線に乗車することになる。学校が最寄駅から遠い場合はより一層労力を必要としたであろう。

群馬県の場合も埼玉県同様、参宮旅行を可能とするために旅行規制の緩和がなされた。群馬県連合教育会において参宮旅行の場合の旅行日数延長を求める議案が協議されており、学務当局から「伊勢神宮参拝等の場合」は「特別な場合」として日数の延長を許可する発言がなされた。群馬県の場合は主に高等科2年が参宮旅行を行っていた<sup>41</sup>が、高等科児童を対象とすることで、中等学校生徒以外の「一般青少年」に対する伊勢神宮参拝の機会を与えたいという想いがあった。

埼玉県・群馬県は「伊勢神宮参拝」を名目とすることで、それまでの県の旅行規制を緩和させ、「神宮参拝取扱方」による鉄道運賃割引の恩恵を受けることで参宮旅行の急激な拡大を可能とした。ただ群馬県の方が参宮旅行の拡大が著しいのは、学事会単位で組織立てて参宮旅行を実施していたことが、一因として挙げられる。各学事会は連合運動会等の行事で競い合う関係にあったというから<sup>42</sup>、参宮旅行の拡大に関しても競争的意識が働いて、全県を巻き込むような状況が生まれた可能性もある。ただ、本稿においてはそうした状況を実証するまでには至らなかった。両県の共通した地域的特性としては、東京府が「国民教育の完成」を期して尋常科6年を対象としていたのとは異なり、高等科児童を含め実施していた点が挙げられる。鉄道運賃割引を求める運動に積極的だった東京市の場合、小学校は尋常科と高等科を別置したものが多く、1936年の統計で尋常科単置が433校、高等科単置が101校、両者の併置がわずか26校であった<sup>43</sup>。逆に埼玉県や群馬県の場合は小学校のほとんどが尋常

高等小学校であったことから、最終学年として高等科児童が対象になったと考えられる<sup>44</sup>。1938年には教育審議会において、国民学校高等科の義務化を答申していたことから、高等科は「国民教育の完成」という役割を高めつつあった。よって高等科児童を対象に含む参宮旅行は、児童の体力面を考慮して現実的な措置であったというだけでなく、国定修身教科書「皇大神宮」に表れるような「一生に一度は」という理念を「国民教育」の段階で果たすことに努めた結果であったと考えられる。

### 【註】

- 1 この時期、伊勢神宮参拝を中心とした小学生の修学旅行を「参宮旅行」と呼称していた。行き先が伊勢神宮のみの場合と、京都、奈良等も回った場合があったが、その区別をつけることが困難なため、両者を含む用語として使用する。
- 2 橋本萌「1930年代東京府（東京市）小学校の伊勢参宮旅行—規模拡大の経過と運賃割引要求—」『教育学研究』第80巻第1号、日本教育学会（2013/3）、26-38頁。
- 3 小学校児童が団体で伊勢神宮参拝を行う場合、参加人員の二割の児童に対して鉄道乗車賃を無賃とすることを定めた。『官報』第3131号（1937/6/12）、358頁。
- 4 前掲、橋本萌、31頁。
- 5 山本信良・今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー [1] 学校行事の宗教的性格』（新泉社 1976）、369-409頁。山本・今野は参宮旅行を「国体観念養成にとつての一手段」であったと位置づけ、戦時下において様々な旅行規制があったにもかかわらず盛んに実施されたのは、地方当局や教師たちがすすんで国体観念養成のために努めたからである、と指摘している。
- 6 永江由紀子「大正末—昭和戦前期における小学校児童の修学旅行に関する研究—集団形成の論理に注目して—」、旅の文化研究所『旅の文化研究所研究報告』18号（2009/12）。この論文で、受け入れ側である三重県や宇治山田市が地域産業活性化のために官民挙げての誘致活動を行っていたことが明らかにされている。太田孝「昭和戦前期における伊勢参宮修学旅行の研究」『人文地理』第65巻第4号（2013）、283-301頁では、伊勢における旅行事業の基盤が形成されていたことを明らかにしていた。
- 7 1932年7月鉄道省告示第179号「旅客及荷物運送規則」第90条。「特別団体」の割引率は教職員に引率された学生、生徒の団体に適用される。割引率が最大となる400人以上の団体で第2期（1月11日～2月末、6月1日～同月末）では6割引となる。『官報』第1628号（1932/6/6）、18-19頁。
- 8 1935年1月鉄道省告示第10号「旅客及荷物運送規則中改正」により同年2月1日から高等小学校児童の団体に対して高率の割引制度が設けられた。400人以上の団体で第2期では7割引としていた。日本国有鉄道『日本国有鉄道百年史』第8巻（恒陽社 1971）、18頁。
- 9 浜野兼一「明治期における小学校修学旅行に関する一考察—埼玉県事例を中心とした実態解明への試み—」『早稲田大学大学院教育研究科紀要 別冊』10号-2（2003/2）、113-122頁。
- 10 群馬県教育センター『群馬県教育史』第四巻昭和編（1975）、136頁。
- 11 『大日本帝国文部省年報』第67（自昭和14年4月至昭和15年3月）下、10頁参照。少数第3位四捨五入。1939年、埼玉県は伊勢神宮参拝小学校数245校に対して、小学校数は419校（尋常小学校37校、尋常高等小学校381校、高等小学校が1校）であった。群馬県は伊勢神宮参拝小学校数266校に対し小学校数は277校（尋常小学校41校、尋常高等小学校231校、高等小学校が5校）であった。
- 12 同上、26-27頁参照。「小学校高等科児童」に関して師範学校附属（第2学年）45人、市町村立（第2学年）18,957人の合計。
- 13 前掲、橋本萌、30-32頁。
- 14 『帝国教育』686号（1935/12）、82-88頁。
- 15 「彙報 関東連合教育会」『信濃教育』第601号（1936/11）、73-79頁。ちなみに当日においては議案として挙がっていないものの「彙報 関東連合教育会常任委員会」『信濃教育』第593号（1936/3）、53頁によれば1936年2月10日に行われた常任委員会では「一、尋常六学年児童伊勢神宮参拝に關し鉄道省に於て無賃輸送実施の場合には児童数に応じ相当数の医師を附添の中に加ふる事を認めらるゝ様陳情する件（群馬県教育会）」が協議されていたことも付け足しておく。
- 16 前掲、浜野兼一、121頁。
- 17 前掲の浜野は訓令番号、訓令の名称を明記していなかったが、「埼玉県報」で確認できる。（埼玉県立文書館所蔵）。
- 18 1901年11月埼玉県訓令第89号「小学校生徒修学旅行ノ件」によって修学旅行の弊害を指摘し、高等小学校第2学年以下の宿泊旅行を禁止、第3学年以上の児童には2、3泊を超えないようにという制限を加えていた。「埼玉県報」1060号（1901）、1355-1356頁、（埼玉県立文書館所蔵）。
- 19 「小学校児童宿泊旅行二関スル件改正 昭和12年10月22日」、C792/埼玉県報192/訓令第28号、（埼玉県立文書館所蔵）。
- 20 「明治42年県令第34号小学校児童宿泊旅行二関スル件改正 昭和12年10月20日」、昭3605/10/学務部/生徒、（埼玉県立文書館所蔵）。
- 21 北泉尋常高等小学校「昭和十一年度以降校長会議書類綴」、埼玉県教育史編さん室移籍161、（埼玉県立文書館所蔵）。
- 22 『ぎんなん』は丸山近美が校長時代に始めた文集である。1930年-1941年まで（1～12巻）が川越市立図書館に所蔵されている。尋常



- 科1年から高等科2年までの児童の綴方が掲載されていた。
- 23 浦和市総務部市史編さん室編『浦和市史』第4巻近代資料編Ⅳ（1982）、1頁によると 厚沢八郎は1935年に同校に校長として転任し、1941年に退職した。
- 24 三室小学校「学校沿革史」浦和市総務部市史編さん室編『浦和市史』第4巻近代史料編Ⅲ（1981）、793頁。
- 25 「厚沢八郎日記」前掲『浦和市史』第4巻近代史料編Ⅳ（1982）、574-575頁。
- 26 法王法「小塗板（第二十五面）」『埼玉教育』83号（1939/9）、53-55頁。
- 27 北埼玉郡羽生校角田伊助「時局下に於いて更に思索を精にしたい」『埼玉教育』87号（1940/1）、39-40頁。
- 28 群馬県史編さん委員会『群馬県史』通史編9近代現代3教育・文化（1990）、125頁。
- 29 群馬県教育センター『群馬県教育史』第三巻大正編（群馬県教育委員会1974）、141-142頁。
- 30 『大正15年 群馬県報 七～八月』、県報/FP/139/3/5、（群馬県立文書館所蔵）。
- 31 「第九回群馬県連合教育会記録」の中の「第十二号 小学校一泊修学旅行を旧制の如く高等科第一学年にも許可せらるゝ様知事に建議するの件（佐波教育会提出）」提出者鹿沼喜久太芝根小学校長の発言によるものである。この校長会議に関する資料は確認できていないものの、群馬県連合教育会の議案にのぼっていることから、修学旅行が「卒業学年に限り一泊以内」という認知は共有されていたものと考えられる。『新上野』第17号8月号（1936）、46頁。
- 32 「第九回群馬県連合教育会記録」『新上野』第17号8月号（1936）、19-46頁。
- 33 第26回関東連合教育会（1930年）において「高等小学児童ノ乗車券ハ小児トシテ取扱ハル、様ニ鉄道関係規程ヲ改正セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件（千葉県教育会外一教育会提出）」といった議案が協議されており、こうした要望に応じて制定されたと推測される。埼玉県教育会『第三十一回関東連合教育会記録』（1936）、259-260頁。
- 34 「群馬県報」第1292号、（1938/2/8）、『昭和13年 群馬県報 一～二月』、177頁、県報/FP/190/1/5、（群馬県立文書館所蔵）。通牒の文面は掲載されておらず、内容を確認できていない。
- 35 前掲『群馬県教育史』第四巻昭和編（1975）、137頁。
- 36 勢多郡第五部乙種学会会長発学校長宛「修学旅行実施許可願二関スル件」、杣尋常高等小学校「修学旅行書類 大正九年五月昭和二十二年五月」、（みどり市教育委員会所蔵）。
- 37 勢多郡杣尋常高等小学校長亀井元吉発群馬県学務部長宛「修学旅行実施許可願二関スル件」、杣尋常高等小学校「修学旅行書類 大正九年五月昭和二十二年五月」、（みどり市教育委員会所蔵）。
- 38 前掲『群馬県教育史』第四巻昭和編（1975）、137頁。
- 39 本文で紹介した三室尋常小学校の例も、3つの学年が合同して実施していた他、志木市立宗岡小学校開校百年記念事業実行委員会『開校百年記念誌』（1974）では「昭和十四年の修学旅行」で「尋常六年と二才年上の、高等二年を卒業する生徒との合同の修学旅行」（95-97頁）であったと記載されていた。
- 40 「昭和15年10月時間表（通巻187号）」、206-207頁。JTB『時刻表復刻版 戦前・戦中編』（1999）。高崎線上野行列車番号612によれば、高崎発6：00—熊谷発6：58—上野着8：23となっていた。
- 41 いくつかの学校沿革史でも、高等科2年が主に参加していたことが記載されていた。本文で紹介した事例同様、高等科1、2年が合同して実施していた事例もみられた。東小開校記念事業実行委員会校誌編さん部会『東小百十年の歩み』（東小開校記念事業実行委員会1988）には、「十四年冬には東部小高等科二年、三ノ倉小高等科一・二年はそれぞれ学事会区合同の伊勢参宮旅行が行われ」（176-178頁）という記述もある。
- 42 群馬県教育センター『群馬県教育史』第二巻明治編下巻（群馬県教育委員会1973）、695頁。
- 43 東京市役所『東京市の教育』（1937）、33頁。ただ『大日本帝国文部省年報』第64（自昭和11年4月至昭和12年3月）下において1936年の東京府の小学校数は尋常小学校が514校、尋常高等小学校が206校、高等小学校が35校と記載されており矛盾するところがあるが、尋常小学校が多かったということは符合している。
- 44 『大日本帝国文部省年報』第64（自昭和11年4月至昭和12年3月）下、12頁。1936年の統計で埼玉県の尋常高等小学校数は小学校数全体の約9割、群馬県は約8割を占めていた。